

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1	知的障害の認定基準に関する調査研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	知的障害者については、各都道府県・指定都市が、国の通知に基づき、実施要綱を策定し、基本的に知能検査と日常生活の適応状況を評価して障害の程度の判定を行っているところであるが、その知的障害者の定義等について調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	知的障害者について、国として画一的な基準を設けていないが、その理由としては、知的障害の定義として統一的に確立されたものがなく、画一的な基準の作成が困難であること、仮に国が統一的な基準を示すことができた場合でも、これまで自治体の判断で療育手帳を交付されてきた者が交付されなくなる可能性があることから、慎重な対応が必要である。今後の検討に資するため、知的障害者の定義の調査研究を行う。
想定される事業の手法・内容	知的障害者の定義に関する文献調査及び自治体における知的障害者の判定基準等の実態把握等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者の定義については、分野によって、種々の定義が行われているところであるが、それぞれの分野の知的障害者の定義に関する文献調査を行う。 ・ 知的障害者の判定については、自治体によって、判定基準等が区々になっている。また、自治体の一部では、発達障害者に療育手帳を交付しているところである。自治体の判定基準等の実態調査を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	・ 知的障害者の定義について、様々な分野によって、種々の定義が行われているところであるが、それぞれの知的障害者の判定方法及び判定基準について、実態把握等を行い、今後の検討に資する。
担当課室/担当者	企画課 障害認定係（3029）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 2	障害者支援のあり方に関する調査研究
補助基準額	2, 000万円を上限とする。
事業概要	障害者の重度化や高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が必要な支援を受けることができるようにするため、現状分析、課題の整理及び今後の施策の方向性について、調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 25 年に施行された障害者総合支援法については、平成 28 年に改正を行い、自立生活援助、就労定着支援等の新サービスについても平成 30 年 4 月から施行されることになっている。</p> <p>また、障害者総合支援法については、施行 3 年後の見直しの検討規定が設けられており、施行の状況について実態や課題を把握していく必要がある。</p> <p>こうした中、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者支援の現状分析、課題の整理及び今後の施策の方向性について、調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者をメンバーとする検討会を設置し、以下の調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援の現状について、地域差分析、経年分析等による分析やデータの整理を行う。 ・ 現状分析の結果を踏まえて課題を整理し、今後の施策の方向性についての意見をとりまとめる。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	障害者支援の現状分析、課題整理、検討会意見をまとめた報告書を作成し、今後の国及び地方自治体における政策立案にあたって活用する。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3003）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 3	障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究
補助基準額	1, 000万円を上限とする。
事業概要	人口データ、国保連データ、障害支援区分データ等（以下、「障害福祉関係データ」という。）について、国や地方公共団体が活用できるデータベースシステムを構築することを目指し、それに向けた現状分析、課題の整理を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>国や地方公共団体の政策立案に当たっては、エビデンスに基づいた施策を推進することが求められており、データを十分に利活用し、分析することが重要である。</p> <p>そのため、障害福祉関係データについて、データベース化を図り、有効に活用することができるよう、医療・介護分野のようなデータベースを構築することを目指し、それに向けた現状分析、技術的課題の整理を行う必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉関係データを収集、分析し、データ分析に当たっての技術的課題を整理する。 ・ また、今後のデータベースの構築に向けての中長期的な課題を整理する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	障害福祉関係データの分析や今後のデータベース化にあたっての課題を整理した報告書を作成し、データベース構築にあたっての参考資料とする。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3024）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 4	障害福祉サービス給付データの定期的な分析調査
補助基準額	1, 000万円を上限とする。
事業概要	障害福祉サービス等給付データについて、月次、年次で詳細なデータ分析を行う。
指定課題を設定する背景・目的	障害福祉サービス等給付については、国保連データを元にした分析を行っているが、より詳細な分析を行い、今後の報酬改定や障害者総合支援法の3年後見直しに活用する必要がある。
想定される事業の手法・内容	障害福祉サービス等給付データを収集し、月次、年次で詳細なデータ分析を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	障害福祉サービス等給付を分析した月次報告書、年次報告書を作成し、今後の報酬改定や障害者総合支援法の3年後見直しの参考資料とする。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3024）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 5	人工内耳装用難聴児に対する多職種による早期介入手法の検討
補助基準額	1, 000万円を上限とする。
事業概要	早期に人工内耳を装用した児に対する言語習得に効果的な医師、言語聴覚士、教職員、自治体職員等の介入手法について現存する取組の実態調査及び文献調査等を実施した上で、標準化のための提言を行う。
指定課題を設定する背景・目的	小児に対する人工内耳の適応は、学会ガイドラインの変更により早期化され現在は1歳以上となったが、急速な早期化により聴力育成に重要な手術後の支援については効果的介入方法に関する情報が不十分である。先進的な体制による支援を行う地域がある一方、そうした体制が敷かれない地域もある。このため、早期に手術した児への医師、言語聴覚士、教職員、自治体職員等の多職種による早期介入手法について標準化するための根拠を収集する。
想定される事業の手法・内容	先進的な体制により支援を行う地域の文献調査及びインタビュー等とおした実態調査を行うことによる事例収集。また、各先進事例関係者が会してのディスカッションによる支援手法の検討を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	言語発達のための効果的支援方策の全体像を把握することにより、医療・教育・福祉それぞれにおける適切な役割を把握し、福祉サービスの検討及び福祉分野における適切な情報提供に活用する。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3019）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 6	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の経営改善の分析に係る調査研究
補助基準額	2, 000万円を上限とする。
事業概要	(独) 国立のぞみの園は、入所利用者の減少により、事業収入の減少が見込まれるなど、事業運営について課題を抱えている。このため、経営改善の方策について、調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>(独) 国立のぞみの園においては、入所利用者の減少により、事業収入の減少が見込まれるなど、事業運営に課題を抱えている。</p> <p>平成 29 年 5 月に設置した「(独) 国立のぞみの園の在り方検討会」において、事業内容等について、中長期的な方針について議論されているが、本検討会において、経営については「運営部門別の収支項目についての分析を行いつつ、人員体制や給与体系も含めた検討をすべきではないか」ということが論点(案)として提示された。</p> <p>こうした背景を踏まえ、経営改善のための方策について調査研究を行うもの。</p>
想定される事業の手法・内容	(独) 国立のぞみの園が保有しているデータの集計・分析等により、事業運営の実態を把握し、現状を踏まえた今後の経営分析を行うとともに経営改善策として考えられる方策(施設運営業務の縮小や人件費抑制策の他、経営の視点に立った何らかの方策の提案)の調査・分析を行い、今後の経営改善の方策を取りまとめる。
求める成果物の活用方法(施策への反映)	(独) 国立のぞみの園の在り方検討会で取りまとめられる予定の報告書を踏まえ、今後の業務運営の具体化を図る際に、活用する。
担当課室/担当者	企画課 施設管理室 のぞみの園係(3039)

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 7	身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究
補助基準額	1, 000万円を上限とする。
事業概要	・身体障害者補助犬の訓練プロセス、認定プロセスについて実態調査を行い、施行後 15 年が経過した現行の訓練基準や認定基準で十分対応できてきていない課題を明らかにする。
指定課題を設定する背景・目的	・身体障害者補助犬法が施行されて 15 年が経過し、量的な拡充のみならず、補助犬の質の担保や利用者への支援をどのように行うべきかといった質的な充実や、認定プロセスの透明化が求められている。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者補助犬の訓練事業者に対して、訓練プログラムやフォローアップに関する実態調査を行う。 ・身体障害者補助犬の認定を行う指定法人に対して、認定方法等に関する実態調査を実施する。 ・上記調査検証を踏まえ、有識者による検討を行い、補助犬の訓練・認定の課題を明確にする。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	・成果物を参考に検討を行い、補助犬の訓練・認定のプロセスを明確化し、訓練事業者を所管する都道府県に情報提供を行い、事業の円滑な運用に資するための基礎資料として活用する。
担当課室/担当者	企画課 自立支援振興室 福祉用具専門官（3089）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 8	補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者更生相談所等の判定業務がどのように行われているかの実態を調査し、判定業務の課題を明らかにする。 ・ 平成 30 年度に補装具費支給制度に導入される借受けについて、調査時点での実施状況を把握するとともに、判定が困難な事例を再整理する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借受けは身体障害者更生相談所等が必要と判断される場合に限られるものであり、身体障害者更生相談所等の役割が一層重要になっている。 ・ 借受けは新たな取組であり、事例の蓄積が少ないため、借受けが有効である状態像等について、国から自治体に情報提供することが必要である。 ・ 一方で、更生相談所等の判定については、判定事務の進め方等に課題があったり、判定に苦慮する事例が増えているという意見もある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の身体障害者更生相談所に対し、判定事務の進め方や課題等に関する調査を実施する。 ・ 全国の市町村に対し、調査時点における借受けの実施状況等に関する調査を実施する。 ・ また、市町村に対し、これまでの支給実績の中で、借受けが有効と思われる事例について調査を実施する。 ・ 上記調査を踏まえ、有識者による検討を行い、判定業務の実態と課題を整理し、借受けをはじめとする更生相談所等における判定に関する事例集を作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具費の支給決定を行う市町村や、判定を行う身体障害者更生相談所において、借受けの必要性を適切に判断するための根拠として活用が期待される。 ・ 必要があれば、事務取扱指針や要領といった技術的助言を改正するためのエビデンスとして活用する。
担当課室/担当者	企画課 自立支援振興室 福祉用具専門官（3089）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 9	障害者芸術文化活動普及支援事業効果測定ガイドライン作成事業
補助基準額	1, 000万円を上限とする。
事業概要	厚生労働省では、地域における障害者の自立と社会参加の観点から、障害者の芸術文化活動支援の体制づくりを行い、大きな成果をあげてきた。平成 30 年度以降、全国の都道府県とともに事業に取り組むにあたり、さまざまな地域でさらなる効果をあげ、事業の質を高めるために、本事業において「障害者芸術文化活動普及支援事業」の効果測定ガイドラインを作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>当省では「障害者芸術文化活動普及支援事業」により、地域における障害者の自立と社会参加の観点から、障害者の芸術文化活動支援の体制づくりを行ってきた。これまでは、各都道府県から実施団体を公募し、その計画や実施結果に対する評価委員会を設け、事業の成果や課題について評価を行ってきたが、平成 30 年度からは各都道府県が実施主体となり、評価委員会での審査が行われなくなるため、これまでの事後評価の指標を発展させた、各自治体が自らの評価等に活用する新たな指標や評価の枠組みが必要である。</p> <p>障害者の芸術文化活動の実態は、各地域によってさまざまであり、画一的な定量評価の手法による成果では、成果の全体を捉えるのが困難である。また、芸術文化活動においては、ジャンルや活動の在り方が多様であること、短期間での成果が見えづらいこと、定量的な指標だけでは測りきれない成果もあることなども考慮しつつ、同事業の成果をはかる効果測定ガイドラインの作成が必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度～28 年度「障害者芸術活動支援モデル事業」、平成 29 年度「障害者芸術文化活動普及支援事業」報告書および事後評価を精査する。 ・平成 26 年度～28 年度「障害者芸術活動支援モデル事業」、平成 29 年度「障害者芸術文化活動普及支援事業」実施団体へのアンケート調査およびヒアリング等を実施する。 ・都道府県へのアンケート調査およびヒアリング等を行う。 ・障害者の芸術文化活動に関する専門家や障害者芸術文化活動普及支援事業評価委員会構成員などをメンバーとするガイドライン検討会を開催する。 ・障害者芸術文化活動普及支援事業効果測定ガイドラインを作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者芸術文化活動普及支援事業」の実施自治体および団体における評価や各自治体における施策へ反映させる。 ・厚生労働省における障害者の芸術文化活動支援に関わる今後の施策へ反映させる。
担当課室/担当者	企画課 自立支援振興室 障害者芸術文化活動支援専門官（3079）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 10	地域生活支援事業の実施状況（実態）及び効果的な実施に向けた調査研究
補助基準額	1, 500万円を上限とする。
事業概要	<p>地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村及び都道府県（以下、「市町村等」という。）が柔軟な形態により事業を行っている地域生活支援事業について、実施状況（実態）を調査するとともに、各市町村等が実施するに当たり困難や課題と考える点等について調査研究を行い、報告書を作成する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>地域生活支援事業は、市町村等が実施主体として、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。</p> <p>事業の実施状況を把握するとともに、実施主体である市町村等が、事業設計にあたり困難と感じている点や課題と捉えている点、また工夫している点を把握することで、各市町村等において効果的に事業を設計、実施できるよう、国における今後の見直しの際の基礎資料とする。</p> <p>併せて、各市町村等においても、他の市町村等における事業の実施状況や事業設計の手法等を共有することで、地域生活支援事業全体の質の向上等を目指すものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>実施主体である市町村等へのアンケートやヒアリングなどにより事業の実施状況や、また事業設計の状況について、実態調査を行い、報告書を作成する。その際、自治体規模に応じた状況を取りまとめるなど各市町村も、事業実施にあたり参照出来るような報告書を作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>国において、今後の事業見直しの際の基礎資料とするほか、各市町村等においても、事業実施にあたり参考資料として活用する。</p>
担当課室/担当者	企画課 自立支援振興室 地域生活支援係（3075）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 1	専門分野における手話通訳のあり方についての検証
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	<p>障害者差別解消法の施行により、医療、教育、司法、外国人への対応などの様々な分野においても、手話通訳のニーズが広がり、より専門性の高い手話通訳が求められる場面が生じていることから、各専門分野における手話通訳のニーズを調査し、課題を明らかにする。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、手話通訳者の派遣は、福祉事業として位置付けられ、障害者総合支援法による意思疎通支援事業として実施されているが、障害者差別解消法の施行により、医療、教育、司法、外国人への対応などの様々な分野においても、手話通訳のニーズが広がっている。 ・ 各分野において求められる手話通訳の専門性が高まっていることもあり、従来の福祉事業としての手話通訳者養成の仕組みだけでニーズを十分満たせているか、検証の必要がある。 ・ そこで、各専門分野における手話通訳のニーズを調査し、課題を明らかにする。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳派遣事業者等に対し、医療、教育、司法、外国人への対応などの各分野における手話通訳の利用の現状、ニーズへの対応状況について、実態調査を行う。 ・ 現状の手話通訳者養成の仕組みだけでニーズに十分対応できていない場合、課題整理のため、当事者団体や学識経験者、手話通訳派遣事業者等に対するヒアリング調査等を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者の養成内容の見直し等の材料として活用する。
担当課室/担当者	企画課 自立支援振興室 情報支援専門官(3072)

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 2	視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	視覚障害者への代筆・代読支援について、各市町村での取組が低調であることを踏まえ、利用の実態を調査し、各市町村が積極的に取り組めるよう、課題の整理等を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者への代筆・代読支援は、障害者総合支援法による意思疎通支援事業の中で市町村が実施できることになっているが、各市町村での取組は低調となっている。 ・ 各市町村が積極的に取り組めるよう、利用実態の調査を調査するとともに、課題の整理等を行う。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者が代筆・代読支援をどのように利用しているか、どのようなニーズがあるか実態調査を行う。 ・ 代筆・代読支援を実施している市町村における支援者養成についてヒアリング調査等を行う。 ・ 上記調査等を踏まえ、代読・代筆の実施が低調な理由の分析を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体において代筆・代読支援を実施する際の参考資料として、活用が期待される。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報支援専門官(3072)

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 3	ICT を活用した視聴覚障害者の意思疎通支援の現状及び今後の活用等に関する研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	ICT 技術の革新により、聴覚障害者との意思疎通に遠隔手話通訳サービスや音声認識（音声の文字化）のアプリケーションが使用される場面が増えていることを踏まえ、ICT 活用による意思疎通支援の実態や各種手法を調査し、支援の現状や今後の活用について研究する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 技術の革新により、聴覚障害者との意思疎通支援に遠隔手話通訳サービスや音声認識（音声の文字化）アプリケーションなどが使用される場面が増えている。 ・ 平成 29 年度から遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも地域生活支援事業の対象とされる等、各自治体の取組としても ICT 活用の機会が増えていることから、ICT 活用による視聴覚障害者の意思疎通支援の現状や今後の活用等について調査、研究を行う。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体における遠隔手話通訳サービスやその他の聴覚障害者の意思疎通支援機器等の導入状況の調査及び活用事例について、アンケート調査等を行う。 ・ 遠隔手話通訳サービスや音声認識アプリケーション等を利用したことのある聴覚障害者や、サービス提供者、支援者、手話通訳者等に対し、使いやすさや活用状況についてのヒアリング調査等を行う。 ・ ICT を活用した聴覚障害者への意思疎通支援の現状や活用策等について、当事者団体や学識経験者等へのヒアリング調査等を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体において遠隔手話通訳サービスやその他の聴覚障害者の意思疎通支援機器等の導入を検討する際の参考資料として、活用が期待される。 ・ 遠隔手話通訳サービスやその他の聴覚障害者の意思疎通支援機器等に関する事業を実施する者にとって、事業の質の向上に向けた取組の参考となる。
担当課室/担当者	企画課 自立支援振興室 情報支援専門官（3072）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 4	聴覚障害と他の障害を併せ持つためにコミュニケーションに困難を抱える障害児・者に対する支援の質の向上のための検討
補助基準額	1, 000万円を上限とする。
事業概要	地域における聴覚障害に加え知的障害や発達障害を有する児・者(ろう重複障害児・者)の支援の実態を把握するとともに、ろう重複障害児・者の支援ニーズの把握方法、ニーズに対応するための支援手法等、支援の質の向上の方策を検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ ろう重複障害児・者については、コミュニケーションに個別の配慮が必要であるが、その支援の実態について十分把握できていない現状がある。 ・ 一方で、入所・通所サービス利用時に個別性の高いコミュニケーションに対応できない等により、ニーズに十分応えられず、利用者とのやりとりに困難が生じているとの指摘もある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、ろう重複障害児・者の支援を行っている障害福祉サービス事業者、当事者や家族等に対し、支援に関するアンケート調査を実施する。 ・ 有識者により調査結果の分析を行い、支援ニーズの把握方法、ニーズに対応するために必要な支援手法、職員養成・研修、施設間連携等に関する検討を行う。
求める成果物の活用方法(施策への反映)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果を指定障害福祉サービス事業者や市町村に情報提供することで、職員の質の向上に繋がる。 ・ 地域に埋もれがちなろう重複障害児・者のニーズを踏まえた支援や、職員の資質向上に向けた取組の指針として期待できる。
担当課室/担当者	<p>企画課 自立支援振興室 情報支援専門官(3072)</p> <p>障害福祉課 障害福祉専門官(3089)</p>

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 15	ペアレント・メンターの養成と活動支援ガイドラインの作成に関する調査
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	・ペアレント・メンターの養成、活動支援に関する国内先進事例の収集と導入効果等を把握・分析を行い、今後の取組開始・改善を行う自治体に向けた運営ガイドラインを作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>発達障害の子どもを持つ親どうしによる家族支援を目的としたペアレント・メンターの活動は、都道府県地域生活支援事業として実施と普及に向けて取り組んでいるところである。平成 28 年度の改正発達障害者支援法では「発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援」が新たに位置づけられ、また、平成 30 年度からは地域生活支援促進事業でもペアレント・メンター事業の実施が市町村でも可能となるため、より身近な地域での人材確保や運営方法の工夫が必要である。</p> <p>本調査では、ペアレント・メンターの活動の実態を把握し、メンターの養成や活動支援に関する手法や運営方法などについて現状を踏まえ整理を行い、全国に普及すべき方法や工夫について抽出し、市町村で活用できる ガイドラインを作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレント・メンターの活動の実績を持つ団体や機関に対して、ペアレント・メンターの養成と活動支援に関する実態や工夫と課題について分析調査を行う。 ・先進的な取り組みをしている複数の地域に対して現地訪問調査を行う。 ・調査により把握された優れた内容のうち、全国への普及が現実的・効果的に実施できると思われるものを抽出し、ペアレント・メンター養成と活動支援のガイドラインを作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>成果物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレント・メンターの活動の実態調査と好事例の調査に関する報告書 ・ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドライン <p>・国・県において実施している巡回支援専門員研修において、ガイドラインの説明と指導者向けの実習等を行い、全国での活用を促す。</p> <p>・先進的な事例については、発達障害情報支援センターのホームページにおいて公表し、各地の取組における活用促進を促す。</p>
担当課室/担当者	<p>障害福祉課 障害児・発達障害者支援室</p> <p>発達障害対策専門官・発達障害対策調整官（内線 3 1 4 4）</p>

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 16	発達障害の読み書き障害、チック、吃音、不器用の特性に気づくチェックリスト活用マニュアルの作成に関する調査
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の現場で、発達障害の読み書き障害、チック、吃音、不器用の特性に気づくことができるように、エビデンスに基づいたチェックリストを現場に普及するための活用マニュアルを作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>発達障害の中でも ASD や ADHD については、それらの特性により周囲が気づきやすいことや乳幼児健診等がきっかけとなり、早期診断や早期支援につながりやすい。一方で読み書き障害、チック症や吃音症、不器用などは、発達障害に含まれてはいるが顕在化しにくいいため、早期からの適切な支援につながる事が難しいという実態がある。その理由の一つに、これらの顕在化しにくい発達障害の特性を評価できるツールが明確でなかったことがあり、これらの発達障害の特性に気づきことができるチェックリストが必要である。</p> <p>改正発達障害者支援法において「個々の発達障害の特性（従来は目立たなかった特性にも注目すべき）」に沿った支援の強化が重視されており、顕在化しにくい発達障害を早期に発見し支援できるようにすることが重要である。そのためにも、エビデンスに基づいたチェックリストが全国の保育所等の現場で活用されるようになることが必要である。</p> <p>本調査では、保育士等が現場でチェックリストを有効に活用できるための実践や効果的な研修のあり方について整理をし、普及に向けた活用マニュアルを作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェックリストの導入を複数の現場において試行し、活用の仕方や効果的な研修のあり方についての分析調査を行う。 ・ 導入現場での実践を通して、チェック結果に基づいた支援の事例収集を行い、チェックリストの活用効果について調査を行う。 ・ 調査により把握された内容を整理し、チェックリスト活用マニュアルを作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>成果物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェックリストの活用のあり方に関する調査の報告書 ・ チェックリスト活用マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・ 国々において実施している巡回支援専門員研修において、チェックリストの説明と指導者向けの実習等を行い、全国での活用を促す。 ・ チェックリストの活用事例については、発達障害情報支援センターのホームページにおいて公表し、各地の取組における活用促進を促す。
担当課室/担当者	<p>障害福祉課 障害児・発達障害者支援室</p> <p>発達障害対策専門官・発達障害対策調整官（内線 3 1 4 4）</p>

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 17	放課後等デイサービスガイドラインを用いたサービス提供の実態把握等のための調査
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月に策定された放課後等デイサービスガイドライン（以下、ガイドラインという）について、事業所自己評価表及び保護者向け評価法の活用状況や実態調査を行い、ガイドライン策定後における支援の質の変化等について実態調査を行う。 ・さらに上記の結果を踏まえて、ガイドラインの改訂案を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 4 月の児童福祉法改正により新たに放課後等デイサービスが位置づけられたが、利用する児童の状態像には多様性があり、提供される支援についても質の観点から事業所間で大きな開きがあるとの指摘を受け、ガイドラインが平成 27 年 4 月に策定された。 ・ガイドラインと併せて、各事業所でサービス提供等について支援の質向上に向けた自己評価表及び保護者向け評価表も作成されたが、ガイドライン策定後においても単なる居場所・預かりの場となっている事例や学校等との連携が不十分な状態でのサービス提供がなされていること等が指摘されてきた。 ・平成 29 年度からサービスの質の評価等の公表が義務づけられたこと等から、ガイドラインをどのように活用し、支援の質の変化があったのか等、ガイドラインの有効性について評価することが必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者により調査内容を検討し、調査の実施・取りまとめを行う。 ・事業所へのヒヤリング項目を検討し実施する。 ・調査結果に基づき、ガイドラインについて必要な部分については修正を加えて改訂案を作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を公表することで、全国的な実態をはじめガイドラインの活用方法を普及することができるとともに、都道府県を通じて、事業所への配布・児童発達支援管理者研修などで活用することで、支援の更なる質の向上を図ることができる。
担当課室/担当者	<p>障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官・障害福祉専門官（内線 3048）</p>

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 18	相談支援従事者研修ガイドラインの作成及び普及事業
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 4 月より新たな標準カリキュラムにより実施される相談支援従事者初任者研修及び現任者研修が、地域格差が生じることなく円滑に実施されるために、研修実施の指導者用のガイドラインを作成し、全国に普及する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が自立した日常生活や社会生活を営むためには、保健、医療、福祉、就労支援、教育等といった多様なサービスが一体的に提供されるよう、適切に相談支援を行うことが重要である。 ・相談支援の担い手として相談支援専門員を位置付け、国が示す告示及び標準カリキュラムに沿って、各都道府県により養成が行われている。しかし、都道府県により研修内容に格差が生じていることが課題となっている。 ・また、相談支援事業が法に位置付けられてから 10 年が経過し、その間、計画相談支援や地域移行・定着支援など新たな事業が創設され、相談支援専門員に求められる役割も変化している。 ・平成 28 年、29 年度には求められている役割に応じた相談支援専門員を養成及び育成するために新たな研修カリキュラムを作成する検討が厚生労働科学研究によるなされ、平成 30 年度中に新たな標準カリキュラムを示す予定である。 ・平成 31 年度以降、新たな標準カリキュラムに沿った研修が、各都道府県において格差が生じることなく効果的に実施されるためには、研修実施の指導者が用いるガイドラインを作成し普及させることが必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県の研修実施機関等により作成されている現行の研修実施マニュアル、介護支援専門員研修ガイドライン等を参考に、新たな標準カリキュラムに基づいた研修ガイドライン作成に必要な項目を整理する。 ・新たな標準カリキュラムにおいて示す各科目の目的と内容に沿った円滑で効果的な研修が実施できるために、研修の具体的な展開方法などについてまとめる。 ・作成したガイドラインを各都道府県を通じて、研修実施機関に普及させる。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 4 月以降の相談支援従事者研修実施のための資料として活用が期待される。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援専門官（内線 3043）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 19	障害者虐待の未然防止等に関する研究
補助基準額	1, 200万円を上限とする。
事業概要	障害者虐待防止法第 14 条に規定する「養護者の支援」についての具体的な支援方策について研究調査をする等により、今後の障害者虐待の相談体制の構築及び未然防止に係る研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者虐待防止法については施行後 5 年が経過し、法の趣旨については理解や周知が徐々に浸透してきている。しかしながら、例えば養護者の支援については、具体的な方策については必ずしも確立されているわけではなく、自治体によってその取組には格差がある。また養護者が虐待者となった後の対応策だけではなく、未然防止についての対策も同時に求められている。</p> <p>さらには障害者虐待防止法に規定されている以外の場における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策について検討する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>養護者の支援に先駆的に取り組んでいると思われる取組や、障害者虐待防止法に定める以外の障害者虐待相当事案に関する取組について、自治体に対して調査・ヒアリングを実施し、その調査結果について有識者による検討会において検討し、相談体制のあり方、未然防止のあり方等について、有益な意見を得る。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護者支援の好事例をまとめた冊子を作成し、自治体等に情報提供を行う。 ・ 障害者虐待防止法以外の障害者虐待相当事案等の相談体制の在り方、未然防止の在り方についての方策を得る。 ・ 自治体・障害福祉施設等向け手引き改訂の参考資料として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止専門官（内線 3040）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 20	強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）」について、より専門的で実践的な内容となるよう、カリキュラムの改訂を行い、モデル研修を実施するとともに、各都道府県が研修を実施する際の留意点等をまとめた「研修実施の手引き」を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成25年度から実施されている「強度行動障害支援者養成研修」は平成27年度に「基礎・実践」と拡充され現在に至っている。平成28年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）では、障害者福祉施設従事者等からの虐待のうち知的障害者の割合が7割程度であり、行動障害を有する者の割合が2割程度となっている。また市区町村が判断した虐待の発生要因では「教育・知識・介護技術等に関する問題」65%を占めている。平成27年度から3年が経過した中で、より専門的で効果的なカリキュラムを作成し、行動障害のある者への支援をより充実させる必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者による検討会を開催し、これまでのカリキュラムの検証と、新カリキュラムに新たに加えるべき項目や削除すべき項目について検討を行う。 ・モデル研修を旧カリキュラム受講者を対象実施し、旧カリキュラムと比較し、理解度や現場にすぐ内容かどうかのアンケート調査を実施する。 ・現行の都道府県研修を実施するにあたっての課題や要望についてアンケートを実施する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の「強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）」カリキュラムを改訂し、強度行動障害のある者へ、より専門的で効果的な支援者を養成する。 ・各都道府県が研修を実施する際の留意点等をまとめた「研修実施の手引き」を作成し、都道府県で実施される研修の質を平準化する。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止専門官（内線3040）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 2 1	ピアサポートを担う人材の活用を推進するための調査研究及びガイドライン作成のための研究
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポートの活用実態について、グループホームや地域移行支援などの事業者について調査を行い、実態把握を行うとともに、その効果について検証する。 ・ピアサポートの活用をより一層推進するための事業者向けのガイドラインを作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議においては、「精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、(中略)ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること」とされており、ピアサポートの活用の実態を把握し、先進的な取り組みを整理、分析することで、その有用性を明らかにし、情報発信することで、ピアサポートの活用を推進に資することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームや地域移行支援などの事業者に対して、ピアサポートの活用実態について調査を行う。 ・調査結果を踏まえて、有識者による検討を行い、ピアサポートの有効性について分析を行う。 ・先行して実施している厚生労働科学研究「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」の研究班と必要に応じて連携をする。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査においてピアサポートの有効活用に関する好事例が収集されるとともに、障害福祉サービス事業者がピアサポートの活用を推進できるガイドラインを作成し、都道府県、政令指定都市等に配布することで、研修会などにおいて活用されることが期待される。
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室・障害福祉専門官（内線3040）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 2 2	グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究
補助基準額	1, 000万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームを利用する障害者の状態（障害種別、障害支援区分等）と生活実態（経済状況、日課等）について調査を行い実態把握を行う。 ・グループホームの運営状況の調査（支援内容、職員・設備の状況等） ・グループホームから単身生活への移行支援の状況調査
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームを利用する障害者の状態（障害支援区分等）と生活実態（経済状況、日課等）を把握する必要がある。 ・また、新たな類型として日中サービス支援型を創設するため、既存の類型も含めてその実施状況を把握する必要がある。 ・平成 30 年度施行の改正障害者総合支援法において、自立生活援助サービスが創設されるが、これによりグループホーム利用者の単身生活への移行にどのような影響があったか調査を行う必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム事業者に対して、利用する障害者の状態（障害支援区分等）と生活実態（経済、日課等）及び運営（職員、設備の状況等）に関する調査を行う。 ・多様な障害種別の利用者に対応している有効な支援実態等に関する事例集を作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の基礎資料として活用が期待される。 ・多様な障害種別の障害者への有効な支援に資する事例集が作成される。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室・障害福祉専門官（内線 3040）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 2 3	自立訓練（機能訓練、生活訓練）の実態把握に関する調査研究
補助基準額	1, 0 0 0 万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）で現に行われているサービス内容や人員配置等の実態を把握し、それぞれの事業において障害福祉サービスとして求められる役割を検討・整理する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・失語症、視覚障害、高次脳機能障害等、多様化するニーズに応えるために平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、訓練の対象者を限定している施行規則を改正し、機能訓練・生活訓練（宿泊型を含む）とともに障害の区別なく利用可能とする見直しを行う予定であり、各事業の障害福祉サービスとしての役割を改めて整理するとともに、対象者の見直しにより、訓練内容等に与える影響について実態把握を含めて検討する必要がある。 ・「生活訓練サービス費Ⅱ」（訪問による生活訓練）について、「訪問を開始した日から起算して 180 日間ごとに 50 回を限度とする」旨の基準を廃止する予定であり、訓練内容等に与える影響について実態把握を含めて検討する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型生活訓練）の事業所に対し、実際に行っている訓練内容、対象者、評価手法等に関する調査を行う。 ・上記調査結果を踏まえ、有識者により検討を行い、課題を抽出するとともに、障害福祉サービスで求められる役割並びに対象者の見直し及び生活訓練サービス費Ⅱの見直しが訓練内容等に与える影響について検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料として活用が期待される。 ・また、成果物を全国の市町村や相談支援事業者に対して提供することにより、サービスの対象となり得る障害者等から利用相談があった場合に適切に関係機関との連携を図ることが期待される。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3089）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 2 4	就労継続支援 A 型事業所の経営改善に関する調査研究
補助基準額	1, 0 0 0 万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善計画を提出した就労継続支援 A 型事業所のうち、経営改善が見られた事例（生産活動収入から経費を除いた額で賃金を支払えるようになった事例、または生産活動収入から経費を除いた額が前年度に比して一定程度増加した事例）について実態を調査し、取組事例を収集、周知する。 ・ 併せて、現状において経営改善計画の提出が不要である A 型事業所のうち、以前は生産活動収益から賃金の支払いが困難であったが、経営改善の努力を行ったことで生産活動収益から賃金支払いが可能になった経験がある事業所の事例も収集し、周知する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 4 月に行われた就労継続支援 A 型の基準見直しにおいて、自立支援給付を賃金に充ててはいけないこと、生産活動収入から経費を除いた額から賃金を支払うことを明示したところである。この基準を満たさない場合であっても、適正な運営とすることを旨とした経営改善計画を提出することで、その間は自立支援給付を賃金に充てることを容認することとしている。 ・ 経営改善計画の提出後に実際に経営が改善した事業所等の事例を収集、分析、周知することで、A 型事業所の経営改善に役立てる。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続 A 型事業所を対象にアンケート調査を実施し、経営改善計画を提出後に経営が改善した事業所、または、今回の経営改善計画提出の該当事業所ではないが、過去に経営改善の実績がある事業所について把握する。 ・ 経営改善に至った事業所を訪問してヒアリング調査を行い、具体的状況や成功要因を把握する。 ・ 経営改善に有効であった、自治体や外部機関との連携等についても把握する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善が認められた就労継続支援 A 型事業所の事例を取りまとめて成果物を作成し、自治体や就労継続支援 A 型事業所等に周知することにより、就労継続支援 A 型事業所における賃金向上と運営の適正化に資する。
担当課室/担当者	障害福祉課 就労支援専門官（内線 3 0 1 8）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 25	就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究
補助基準額	1, 000万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行率が高い就労移行支援事業所における支援の実態を把握し、効果的な支援について分析、周知する。 ・ 就労移行支援事業所が新たに実施する就労定着支援の実態を把握する。 ・ 定着支援にあたり利用者や企業が支援機関に求めることを調査し、適切な事業運営に資する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本計画（第 4 次）において、就労移行支援事業所等が一般就労をより促進するため、支援ノウハウの共有や就労の質の向上のために好事例を収集し周知することとしている。 ・ 平成 30 年度から新設する就労定着支援について、支援の実態を把握し、適切なサービス運営に資すると共に、次期報酬改定に向けた検討材料を得る。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業所を対象にアンケート調査を実施し、一般就労への移行率が高い事業所における対象者像、支援者の体制、支援者の育成・研修システム、支援プログラム、支援ノウハウ等の実態を把握する。 ・ 上述の調査対象である就労移行支援事業所が、同一事業所で一体的に就労定着支援を実施している場合は、その実施状況についても併せて把握する。就労定着支援を実施していない場合は、実施していない理由、利用者の定着支援の方法（制度を使わず自機関で支援している、他機関に繋げているなど）を把握する。 ・ 就労定着支援の実施状況として、対象障害者及び企業の実態、雇用形態や働き方、支援の実態（頻度や内容）、他機関との連携状況、支援の効果と実施上の課題等を把握する。 ・ 就労定着支援の対象となる企業と障害者の実態（実際にどのような支援を受けているか、満足度、支援機関に求める役割、就労定着支援以外に活用している支援機関等）を調査する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高い就労移行実績を達成している就労移行支援事業所の支援方法等について取りまとめて周知することにより、効果的な支援ノウハウの共有を図り、就労移行支援事業所における就労移行率の向上に資する。 ・ 就労定着支援の実態と、障害者や企業が求める支援を把握し、効果的で質の高いサービス提供および適正な制度設計に資する。
担当課室/担当者	障害福祉課・就労支援専門官（内線 3018）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 26	同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員要請研修のあり方に関する研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護従業者の質の向上のため、現行の研修内容の課題と方向性を検討するとともに、平成29年度の「盲ろう者の移動支援に係る研修課題の効果的な実施に関する研究」の成果を踏まえ、同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員研修の具体的内容を検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護の従業者の資質向上は重要な課題である。 ・ また、平成30年度より、同行援護の報酬単位を身体介護を伴うものと伴わないものを一本化するとともに、盲ろう者が同行援護を利用しやすくするための改定がなされる。 ・ これらの状況を踏まえたそれぞれの研修のあり方を検討する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体等の声から同行援護従業者養成研修のカリキュラムの課題を抽出し、課題解消の方策を有識者及び関係者を含む委員会で検討する。 ・ 平成29年度の「盲ろう者の移動支援に係る研修課題の効果的な実施に関する研究」の成果を踏まえ、現場の取組状況のヒアリングを行うとともに、同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の具体的な研修内容を委員会で検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の内容の検討に活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 課長補佐（内線3008）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 27	居宅介護の支援の実態調査
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの特性を踏まえながら居宅介護のあり方を検討するため、居宅介護の支援の実態を把握する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の訪問介護においては、生活援助中心型ヘルパーを位置づけるとしつつ、身体介護については高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止等に向けた取り組みを効果的に進めていくとされている。 ・ 障害福祉サービスである居宅介護について、障害福祉の特性を十分に踏まえつつ、今後のあり方を検討する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の居宅介護事業所に対して抽出による実態調査及び一部事業所に対してヒアリング調査を行い実態を把握する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果を次回の報酬改定における議論の基礎データとして活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課・課長補佐（内線3008）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 28	障害者の生活実態に関する調査方法に係る研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	・ 障害者のサービスの利用状況、支出、収入等に関する実態を把握するための調査の方法を検討するとともに、検討結果に基づき、サンプル調査を実施するもの。
指定課題を設定する背景・目的	・ 障害福祉サービスの利用に当たり、障害者が十分な収入を得ていないと等の声があることを踏まえ、今後の支援策の検討に際して、必要な生活実態の把握手法を検討するために行うもの。
想定される事業の手法・内容	・ 既存の統計調査や障害者の生活実態等を踏まえて、障害者のサービスの利用状況、支出、収入等に関する調査方法の検討を行う。 ・ 上記の検討結果に基づき、実際にサンプル調査を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	・ 今後の制度見直し等の検討の際に活用することを念頭に置いている。
担当課室/担当者	障害福祉課 課長補佐（3090）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 29	食事提供体制加算等に関する実態調査
補助基準額	2,000万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動サービス等における食事提供体制加算等や、送迎加算に係る実態を把握することを目的とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成30年度報酬改定における議論の過程で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成30年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等について調査・研究を十分に行った上で、今後の報酬改定において対応を検討する。」、 ・「就労継続支援A型と放課後等デイサービスについては、そのあり方について、送迎対象者の実態を把握した上で、今後の対応を検討する。」 <p>こととしたことから、実態把握が求められている。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動サービス等における食事の提供や送迎の実態について、詳細な把握ができるように、調査表の設計の検討や、結果について集計・分析・検証を行う。 ・必要に応じて、ヒアリング等を行い、詳細な実態についても把握することを検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の報酬改定の議論における基本的なデータとして活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係長（内線3091）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 30	介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	・ 現行のテキスト（第3号研修に限る。）の内容について、実態に沿っているかどうか課題等を把握し、必要に応じて改訂を行い、自治体に情報提供するために行う。
指定課題を設定する背景・目的	・ 平成24年度以降、介護職員等が一定の研修を受講した上で、たんの吸引等の実施を可能としているが、その際作成したテキストについて、制度開始から5年以上経過していることから、実態に即した見直しが必要な状況にある。
想定される事業の手法・内容	・ 現行のテキストの構成を踏まえつつ、喀痰吸引等の実施について、詳細な把握ができるように、調査検討組織（テキスト作成（編纂）組織）を設置し、構成や内容について、検討を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	・ 現行のテキストの内容について、実態に沿っているかどうか課題等を把握し、必要に応じて改訂を行い、自治体に情報提供し、研修の着実な実施や質の平準化を進める。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係長（内線3091）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 3 1	介護職員による喀痰吸引等研修の実態調査
補助基準額	1, 0 0 0 万円を上限とする。
事業概要	・各都道府県の喀痰吸引等研修実施状況調査について、調査項目の見直しを図りつつ、さらに詳細な実態把握を行い、今後の喀痰吸引等の研修の実施に資する課題等を検証する。
指定課題を設定する背景・目的	介護職員による喀痰吸引等の実施状況等について、制度開始から5年以上経過していることから、研修の実態について、課題等を詳細に分析する必要がある。
想定される事業の手法・内容	各都道府県の喀痰吸引等研修実施状況調査を踏まえ、各都道府県の意見も把握した上で、調査項目の見直し等を図り、喀痰吸引等の研修の実施における詳細な課題を把握し、分析できるように検討を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	・調査結果について、様々な観点で分析・検証を行い、今後の介護職員による喀痰吸引等の研修の実施のあり方を検討する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係長（内線 3 0 9 1）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 3 2	障害者支援施設のあり方に関する実態調査
補助基準額	1, 500万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28、29 年度の報酬改定検証調査において、障害者支援施設の基本的なデータや、入所者の高齢化等の状況を把握しているが、今後のさらなる重度化・高齢化を踏まえた、障害者支援施設のあり方について、次期報酬改定の検討に向けたデータを得ることを目的とする。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 期障害福祉計画に係る基本指針の検討に向けて、施設入所者数の削減、地域移行を進めるにあたっての GH、地域生活支援拠点等との関係含め、今後の障害者支援施設のあり方を検討するにあたっての実態把握が必要である。 ・その際、高齢障害者の増加を踏まえた、看取り、終末期のあり方や、身体、知的、精神の障害に限らない、多種多様（強度行動、発達、視聴覚等）の特性にどう対応するか等の対応の検討が必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設における提供の実態について、詳細な把握ができるように、調査検討のための WG を設置し、調査表の設計の検討や、結果について集計・分析・検証を行い、各関係者間で議論する。 ・必要に応じて、ヒアリング等を行い、詳細な実態についても把握することを検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 期障害福祉計画に係る基本指針の議論における基本的なデータとして活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係長（内線 3091）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 3 3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム及び多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に資する地域の医療機関の機能の明確化に関する調査研究
補助基準額	2, 0 0 0 万円を上限とする。
事業概要	地域の医療機関において、対象疾患に応じて提供される、多職種連携の状況や提供されるアウトリーチ、デイケア等を含めた医療を類型化し、また地域の精神保健医療福祉に対して果たしている役割を明確化することで、圏域ごとに地域の各医療機関が持つ医療機能のモデルを提案し、また、全国における実態調査を行うことにより、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムや多様な精神疾患等に対応した医療連携体制の構築のための検討に資する基礎資料を提供する。
指定課題を設定する背景・目的	平成 3 0 年度から開始される、第 7 次医療計画においては、多様な精神疾患等に対応した医療連携体制の構築が求められており、地域の医療機関が持つ機能の明確化を図る必要がある。
想定される事業の手法・内容	地域の医療機関（公的精神科病院（総合病院を含む）、民間精神科病院、精神医療を提供する診療所等）において、それぞれに提供されている医療について調査（全国調査）を実施する。調査票の設計及び調査方法等については、検討会を開催し、有識者及び関係団体関係者等による検討を行う。また、調査結果等に基づき、対象疾患に応じて提供されている医療機能の類型化を図り、また、地域の精神保健医療福祉に果たす役割の明確化を図る。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	第 7 次医療計画期間中における、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に資する資料提供
担当課室/担当者	精神・障害保健課 課長補佐 （内線 3 0 5 3）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 3 4	精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査
補助基準額	1, 0 0 0 万円を上限とする。
事業概要	<p>長期入院精神障害者に占める 6 5 歳以上の者は割合は多く、退院後の地域生活支援においては、介護支援専門員・介護福祉士の支援が不可欠であり、精神障害者に対する支援方法の理解促進等を図る必要がある。当事業においては、OJT 等を通じた研修をモデル的に実施し、研修参加者から研修ニーズを把握することで、精神障害者の地域生活支援に必要となる、地域における研修に必要な要素の抽出を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>第 5 期障害福祉計画においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められおり、高齢の精神障害者の地域生活支援にあたっては、居宅介護支援事業所による支援が重要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員・介護福祉士等が、障害福祉サービス事業所、精神科病院等で精神障害者の支援や対応等を学ぶ OJT 研修について、研修モデル及び研修の受け入れ先を検討する。 ・ モデル的に OJT 研修を実施する。モデル研修に参画した者及び研修受け入れ先から、ヒヤリング等を実施する。 ・ モデル研修に参画した者及び研修の受け入れ先から、精神障害者の支援のために、現在の支援能力に + α で必要となる、学びや研修要素についての抽出を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>介護支援専門員、介護福祉士等、居宅介護支援事業所職員等に対する、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する研修方法の検討のための資料提供</p>
担当課室/担当者	<p>精神・障害保健課 地域精神医療係 地域移行支援専門官（内線 3 1 4 3）</p>

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 35	医療観察法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去するためのプログラムの作成
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	医療観察法対象者の社会復帰の一層の促進を図るために、同法対象者の処遇に携わる関係機関等が、同法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去するための障害福祉サービス事業者向けプログラムの手引き書を作成し、同法対象者の処遇に携わる関係機関等に情報提供する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療観察法対象者（以下、「法対象者」という。）は、精神障害を有していることに加えて、重大な他害行為を行ったという、言わば二重のハンディキャップを背負った障害者である。 ・ そのような二重のハンディキャップから、障害福祉サービス事業者の受け入れが進まず、社会復帰の妨げの大きな要因となっている。 ・ 内閣府の障害者政策委員会が取りまとめている第4次障害者基本計画においては、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進める。」こととしており、同法対象者の処遇に携わる関係機関等が、同法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去するための障害福祉サービス事業者向けプログラムを作成する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<p>法対象者の社会復帰の一層の促進を図るために、本事業では、法対象者の処遇及び支援を行っている医療・保健・福祉の専門家及び厚生労働省担当課室が参画した検討委員会を設置し、評価・助言を得ながら以下の事業を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービス事業者の差別の解消及び偏見を除去に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全国の複数箇所でシンポジウム等を開催して法対象者の障害特性や社会復帰促進事例を周知する。</u> ・ シンポジウム等参加者にアンケート調査を実施して差別の解消及び偏見を除去の効果把握する。 2 障害福祉サービス事業者向けプログラムの手引き書の作成 <p>1の実態調査結果を踏まえ、障害福祉サービス事業者が同法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去させるためのプログラムの手引き書を作成する。</p> 3 同法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去するための障害福祉サービス事業者向けのプログラムを同法対象者の処遇に携わる関係機関等に情報提供する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>この事業の成果を法対象者の受け入れを困難とする障害福祉サービス事業者に対し普及啓発を行い、法対象者に対する理解を深め、受け入れを促進させる。</p> <p>また、同法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去するための障害福祉サービス事業者向けプログラムの手引き書を都道府県・政令市に配布する。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 医療観察室 （内線3095）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 3 6	宅地建物取引業者等に向けた、精神障害者地域移行支援手引きの開発
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	長期入院精神障害者の退院支援においては、「住居に関する支援（住居探し等）」の必要性が高い。居住確保支援については、宅地建物取引業者、貸主等の協力を基盤に、地域において、住居確保（その後の定着を含めた）に関する連携支援体制の構築が求められている。賃貸住宅事業所向けの手引きや FAQ を作成し、精神障害者の地域生活支援の促進を図る。
指定課題を設定する背景・目的	「精神科病院長期入院患者の状態像及び支援方策に関する実態調査」（平成 27 年度障害者支援状況等調査研究事業）において、退院にあたり必要となる支援内容として、「家族との調整」に次いで「住居に関する支援（住居探し等）」であり、長期入院精神障害者の居住確保支援策を促進する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・長期入院精神障害者等の居住確保を先進的に行っている民間企業の事例を調査 ・精神障害者の居住確保支援を先進的に行っている自治体の事例（居住支援協議会の状況等）を調査 ・賃貸住宅事業所、自治体関係者、長期入院精神障害者の地域移行支援に取り組んでいる病院の関係者、福祉事業所等の有識者による、マニュアル策定に関する検討委員会の開催 ・手引き（好事例、精神障害者の理解、地域での連携、FAQ 等）の作成
求める成果物の活用方法（施策への反映）	手引きの普及による居住確保支援策の促進
担当課室/担当者	精神・障害保健課 地域精神医療係 地域移行支援専門官（内線 3 1 4 3）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 37	当事者・家族等による、精神障害者に対する理解促進等に資する普及啓発方法の開発
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすために必要となることについて、当事者及び家族の視点による普及啓発媒体を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科に長期入院後、退院し、地域で生活している精神障害者及びその家族から、退院支援→退院→地域での生活について、自らの体験・経験を通じ、必要となる具体的な支援や自ら工夫・実践したこと等についてヒヤリングを行う。 ・精神障害者及び家族の参画及び有識者による検討会議を開催し、地域の一員として暮らすための、地域住民に対する理解等を図るための方法等について検討を行う。 ・退院支援→退院→地域生活 において必要となる 具体的支援内容等を示した パンフレット等を作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援→退院→地域生活 において必要となる 具体的支援内容を示した パンフレット等の作成。 ・地域住民に対する精神障害者の理解に資する方法等についての検討結果を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」等において普及していく。
担当課室/担当者	精神・障害保健課 地域精神医療係 地域移行支援専門官（内線 3143）

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 38	精神科病院における、長期入院精神障害者の退院支援プログラム・地域連携パスの実施状況調査及び効果的なプログラム等の提示に関する調査・研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	<p>長期入院精神障害者の退院支援に関しては、入院中から、地域と連携した退院支援の取組が重要である。「統合失調症患者の入院早期からの多職種による地域移行支援の標準化に関する調査について」（平成 25 年度障害者総合福祉推進事業）において、院内クリティカルパスの実施状況及びクリティカルパス原案の提示を行い、クリティカルパスの利用によって、デイケア、障害福祉サービスの利用状況に差があり、地域の関係機関との連携に有効なことであることが示唆された。</p> <p>当調査・研究では、地域の関係機関との連携に有効なパス（退院支援プログラム）のあり方を検討し、効果的があるモデルを提示する。また、地域と連携した退院支援を行う上で有効な研修等の実施状況等を調査する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>「精神障害にも対応した地域包括ケア推進事業」においては、退院支援プログラム実施の事業化を行っている。地域と精神科病院が役割分担及び連携した、退院後の地域での生活を見据えた、入院中からの効果的な地域連携（退院支援）のあり方を示すことで、より実行性ある退院促進プログラムの実施を図る必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携し、退院支援を実施している精神科病院から、退院支援プログラム及び地域連携の方法（地域連携パス）、地域と連携した退院支援を行う上での研修方法等について、ヒヤリング調査を実施する。 ・精神科病院医師、PSW、看護師、OT、PT、地域移行支援事業所、障害福祉サービス事業所、行政、有識者等から構成される、検討委員会を開催し、地域と連携した退院支援に必要となる要素及び役割分担のあり方等について、検討を行う。 ・精神科病院と地域関係者が連携して作成する退院支援プログラム（地域連携パス）の標準的な事例（モデル）を提示する
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>効果の高い退院支援プログラムを都道府県、医療機関等、地域移行支援に係る関係者に普及していくことで、退院支援プログラムの実施拡大及びより効果的な退院支援プログラムの実施促進が期待できる。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 地域精神医療係 地域移行支援専門官（内線 3143）